中小企業省力化投資補助金　カタログ注文型

「大幅な賃上げ」の定義見直しにより制度の一部を改定します

改定前申請締切：2026年11月30日 10:00　改定後申請開始：2026年12月3日

大幅な賃上げによる補助上限額引き上げ目標の判定基準を変更します

大幅な賃上げによる補助上限額の引き上げを適用する場合、これまで「給与支給総額＋6%」の増加率としていたものを、「一人当たり給与支給総額＋3%」の増加率を基準として判定します。

※最低賃金引き上げの目標はこれまでと変更ありません。

改定前		改定後
- 目標値 -		
給与支給総額＋6%の増加率	→	一人当たり給与支給総額＋3%の増加率
- 判定時点 -		
実績報告の直近月	→	交付決定を受けた翌月と実績報告時の直近月

ー 大幅な賃上げによる補助上限額引き上げ目標 ー

申請時と比較して、交付決定を受けた翌月及び実績報告時の直近月の値それぞれで達成する見込みの計画値を策定し、①②の要件を達成した事業者に対しては補助上限額を下表（）内の額に引き上げます。

※申請時に引き上げ計画を従業員に表明していることが必要です。

① 事業場内最低賃金を3.0%（日本銀行が定める「物価安定の目標」＋1%）以上増加させる

② 一人当たり給与支給総額を3.0%以上増加させる

※自己の責によらない正当な理由なく、①②の要件を達成できなかった場合、補助額は減額されます。

従業員数による補助上限額

5名以下	500万円（750万円）
6～20名以下	750万円（1,000万円）
21名以上	1,000万円（1,500万円）

補助率
1/2以下

申請の際には、本事業のホームページに掲載中の「公募要領」をご確認ください。

中小企業省力化投資補助金　カタログ注文型

「大幅な賃上げ」の定義見直しにより制度の一部を改定します

改定前申請締切：2026年11月30日 10:00　改定後申請開始：2026年12月3日

11月30日10時～12月3日13時までシステムメンテナンスを実施します。
新規のマイページ招待やマイページ、ポータルへのログインはできません。

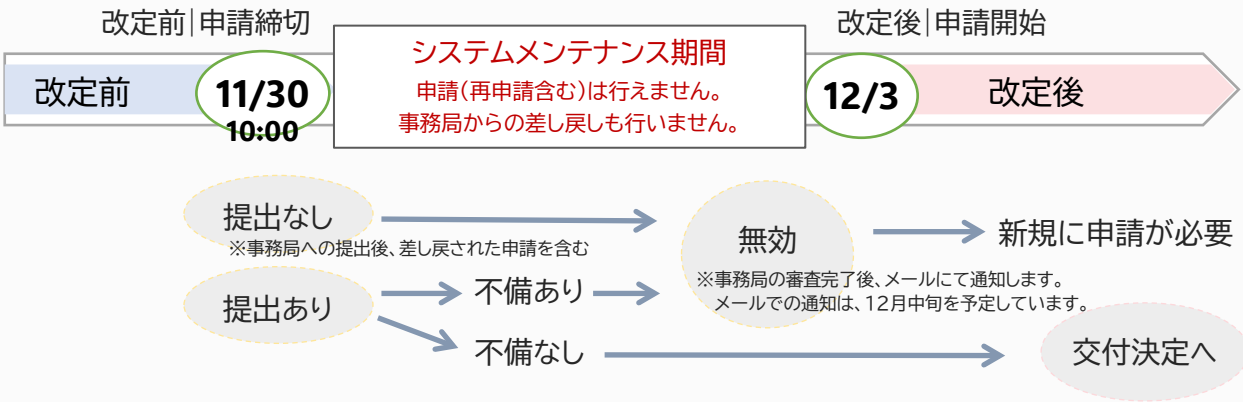
交付申請のタイミングにより適用される制度が変わります。
申請の際にはご注意ください。

交付申請　・　交付決定後における注意点

交付申請の注意点

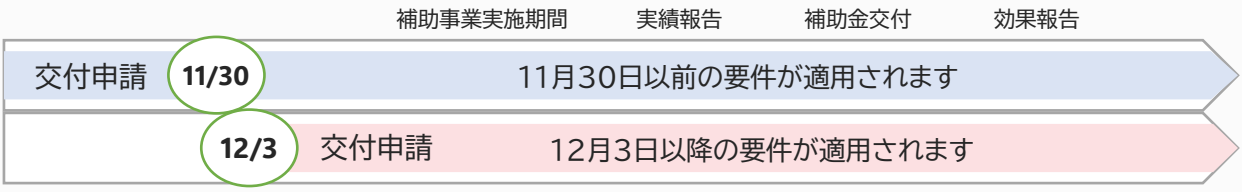
11月30日10時までに提出、または再提出されなかった申請や、提出した申請（再提出を含む）に不備があり締切までに修正が間に合わなかった申請は無効※になります。制度改定後の**12月3日以降に**、新たに申請し直してください。
※無効になる申請の対象者には、締切日以降に事務局からメールにて通知します。

- 審査には一定の時間を要します。締切間際に提出された申請は不備が解消できない可能性がありますのでご了承ください。
- 事務局から差し戻された申請でも、締切後は再提出できません。



申請要件の適用について

11月30日以前に提出され不備なく受理された申請については、その申請に限り同日以前の要件が適用されます。



申請の際には、本事業のホームページに掲載中の「公募要領」をご確認ください。